

審 第 2 6 5 0 号
答 申 第 3 1 2 号
令和5年10月20日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年9月16日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第292号

令和3年6月23日付けで審査請求人から提起された、令和3年6月15日付
け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決に
ついて

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和3年6月15日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年6月4日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「〇〇年〇〇月〇〇日〇〇署生活安全課女性係員（氏名を名乗らなかったため氏名不詳）が請求人に対して多数の暴言を吐いたこと等について請求人が同日同署警務課〇〇係員に苦情を申し立てたときの広聴事案処理簿（またはそれに準ずる書類）～〇〇係員には広聴事案と伝えています～一式」にかかる「当該生活安全課女性係員が請求人の取り扱いについて記した日報や署長宛の報告書など書面一式」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「開示請求に係る個人情報を取得又は作成したことが確認できず、開示請求に係る行政文書を保有していない」ことを理由に、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、令和3年6月23日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和3年9月16日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
 - ア 本件審査請求の趣旨
当該文書の開示又は当該文書の作成後の開示を求める。

何らかの理由で遅延のため未作成であれば作成後速やかに文書の開示を求める。

イ 本件審査請求の理由

千葉県警察苦情の取扱いに関する訓令のとおり正規に取り扱っていると仮定すれば苦情に対して是正措置がなされている。書類がないと言うことは苦情を正規に取り扱っていないと言うこととなり到底認められない。〇〇係員の失念で広聴事案処理票が未作成ならば速やかに作成し必要な措置を求める。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

〇〇警発第〇〇、〇〇号のとおり、千葉県警察〇〇署員はやるべき事をやらず不祥事を隠蔽している。生活安全課女性係員についても、上司に対して請求人に対する暴言等を未だ書面で報告していないと思われる。

このように断言すると、〇〇署員は今まで同様に「作成していない証拠を出せ」等と請求人を威圧するだろうが、〇〇係員が作成すべき（請求人が強く依頼している）書類を作成していないことから、任意に上官に報告すべき書類を作成していることは期待できない。よって、速やかに取扱報告書を上司宛に作成し、それを開示することを求める。

同じ女性警察官として田中警視監に期待する。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

(2) 処分の内容

実施機関は、審査請求人に対して、本件決定を行った。

(3) 処分の理由

本件開示請求に係る個人情報を取得又は作成したことが確認できず、本件開示請求に係る行政文書を保有していないため。

(4) 弁明の内容

ア 対象文書の特定について

実施機関は、請求内容に該当する可能性のある行政文書として「注意報告書」、当該生活安全課女性係員が請求人の取り扱いについて記した日報として「警察署日誌」、「業務日誌」を対象文書と特定した。

イ 対象文書の性質及び検索結果

(ア) 「注意報告書」について

注意報告は、主として地域警察官が、あらゆる機会を通じて知り得たあらゆるもののなかで、警察責務を遂行する上で参考となると思わ

れる事項を自主的に上司に報告する活動をいう（基本的には、同報告は地域警察官が行う活動であるが、地域警察官以外についても報告様式である注意報告書を活用する場合もある。）。

保存期間は1年であるため、審査請求人が申し立てている〇〇年〇〇月〇〇日に作成された注意報告書については、既に保存期間を経過し廃棄されている。

(イ)「警察署日誌」について

警察署日誌は、各警察署に備えつけられており、執務時間内については警務係長又は警務主任が、執務時間外については当直主任が記載するものとしている。

保存期間は1年であるため、審査請求人が申し立てている〇〇年〇〇月〇〇日に作成された警察署日誌については、既に保存期間を経過し廃棄されている。

(ウ)「業務日誌」について

〇〇年当時、〇〇警察署生活安全課では、課内における業務の記録として業務日誌を独自に運用、作成していたが、その保存期間は年末廃棄としていたため、審査請求人が申し立てている〇〇年〇〇月〇〇日に該当する業務日誌については、既に保存期間を経過し廃棄されている。

ウ 処分の妥当性

前記イのとおり、本件開示請求に係る対象文書については不保有であり、不開示とした本件決定に誤りは認められない。

エ 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考えらる。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、当該文書の開示を求めており、これは、本件開示請求に係り実施機関が保有する個人情報が存在するとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

実施機関は本件開示請求に係る個人情報に記載された可能性のある文書を「注意報告書」「警察署日誌」「業務日誌」としている。

なお、実施機関に確認したところ、弁明書には「〇〇年〇〇月〇〇日に作成された」、「〇〇年〇〇月〇〇日に該当する」と記載されているが、当該記載は「〇〇年〇〇月〇〇日」の誤りであり、文書探索は〇〇年〇〇月

〇〇日に係る文書につき実施したとのことである。

また、実施機関は、審査請求人が審査請求書において記載している「広聴事案処理票」という名称の行政文書を保有しておらず、請求の内容から、該当する可能性のある文書をこれらの文書と判断したとのことである。

以上の判断に特段に不自然、不合理な点は認められないことから、以下、各文書について、検討する。

ア 注意報告書について

(ア) 実施機関によると、注意報告書の保存期間は1年であり、本件開示請求が行われた令和3年6月4日時点において、〇〇年〇〇月〇〇日に係る注意報告書は保存期間を経過し廃棄されているとのことである。

(イ) 審議会としては、実施機関が、本件開示請求に係る注意報告書を作成・取得したことが確認できず、仮に作成・取得していたとしても保存期間を経過し廃棄済みであるため、本件開示請求に係る注意報告書を保有していないことについて、特段に不自然、不合理な点は認められない。

イ 警察署日誌について

(ア) 実施機関によると、〇〇年に作成・取得した警察署日誌の保存期間は1年とされており、本件開示請求が行われた令和3年6月4日時点において、〇〇年〇〇月〇〇日に係る警察署日誌は保存期間を経過し廃棄されているとのことである。

(イ) 審議会としては、実施機関が、本件開示請求に係る警察署日誌を作成・取得したことが確認できず、仮に作成・取得していたとしても保存期間を経過し廃棄済みであるため、本件開示請求に係る警察署日誌を保有していないことについて、特段に不自然、不合理な点は認められない。

ウ 業務日誌について

(ア) 実施機関によると、〇〇年に作成・取得した業務日誌は千葉県警察の文書に関する訓令（平成20年本部訓令第22号）第22条第6項の規定に基づき保存期間を年末廃棄と指定していたため、本件開示請求が行われた令和3年6月4日時点において、〇〇年〇〇月〇〇日に係る業務日誌は保存期間を経過し廃棄されているとのことである。

(イ) 審議会としては、実施機関が、本件開示請求に係る業務日誌を作成・取得したことが確認できず、仮に作成・取得していたとしても保存期間を経過し廃棄済みであるため、本件開示請求に係る業務日誌を保有していないことについて、特段に不自然、不合理な点は認められない。

エ 文書の再探索について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

オ 以上のことを踏まえると、審議会としては、実施機関が、本件開示請求の対象となる個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 9月16日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和3年10月19日	反論書の写しの受理
令和5年 8月 3日	審議（令和5年度第4回第2部会）
令和5年 9月21日	審議（令和5年度第5回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会